

## 埼玉県障害福祉サービス訪問系事業所職員の複数訪問費用補助金 事前協議実施要領

### (目的)

第1条 本要領は、埼玉県障害福祉サービス訪問系事業所職員の複数訪問費用補助金交付要綱第7条に基づき、補助金の交付を受けようとする者（以下、「事業者」という。）が、交付申請を行う前に補助要件に適合するかどうかあらかじめ知事に協議するための必要な手続を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において使用する用語は、埼玉県障害福祉サービス訪問系事業所職員の複数訪問費用補助金交付要綱において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- 1 「従業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活の総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（第3条補助要件1において「障害者総合支援法」という。）に基づく居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護（以下、「居宅介護等」という。）を提供する事業所の従業者をいう。なお、あらかじめ知事に協議をした上やむを得ないと認める場合には、この限りではない。
- 2 「暴力行為等」とは、暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合をいう。
- 3 「複数訪問」とは、複数名の従業者による居宅介護等をいう。
- 4 「利用者」とは、居宅介護等を利用する障害者及び障害児をいう。
- 5 「利用者等」とは、利用者又はその家族をいう。
- 6 「おそれがある」とは、暴力行為等、これに類似する行為、利用者等の状況等から、今後、暴力行為等を受ける可能性があることと認められることをいう。

### (補助要件)

第3条 補助要件は、次の1から4の全てを満たす場合とする。

- 1 埼玉県内に事業所が所在し、障害者総合支援法に基づく居宅介護等を暴力行為等を行う利用者へ提供する事業者であること。
- 2 従業者が利用者等から、暴力行為等を受けている又はそのおそれがあること。
- 3 利用者等からの暴力行為等について確認できる書類があること。
- 4 事業者は、暴力行為等の解決に向けた取組みや、被害の軽減を図るための対応を行っていること。

### (交付申請に係る事前協議)

第4条 事業者は、交付申請を行う前に、次に掲げる書類を提出の上、知事に協議しなければならない。

- 1 埼玉県障害福祉サービス訪問系事業所職員の複数訪問費用補助金事前協議書（別記様式）
- 2 従業者に対する利用者等による暴力行為等の内容が確認できる記録
- 3 その他知事が必要と認める書類

### (事前協議の審査)

第5条 知事は、事業者から前条の規定による事前協議があったときは、基準に適合するものか審査し、事業者に対して文書により回答するものとする。

- 2 知事は、前項の回答が基準に適合しない旨の内容であるときは、その理由を記載して事業者に対して文書により回答するものとする。

### (補則)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年11月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行し、令和8年4月1日以降に行われた補助対象事業に係る補助金の事前協議から適用する。